

# 金山町危険ブロック塀等除却費用補助金について

～危険なブロック塀等の除却を支援します！～

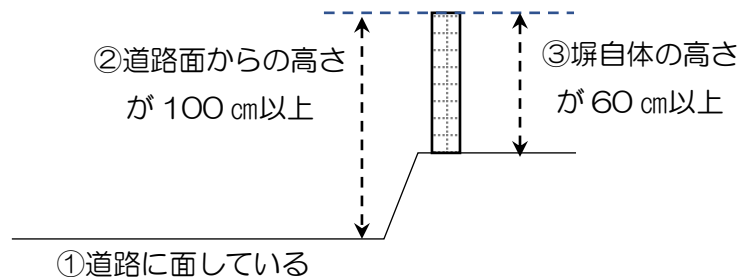
町では、主に地震発生時など「ブロック塀等の倒壊」による人身事故防止や避難経路の安全確保を促進するため、金山町内の安全基準等を満たさないブロック塀等、いわゆる「危険ブロック塀等」の除却（一部除却も可）を行う方へ、その費用の一部を補助します。除却を検討されている方、ご自宅のブロック塀が「危険ブロック塀等」に該当するかどうかを確認したい方は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

## （補助金の対象となるブロック塀）

次のすべての要件を満たすブロック塀、石積塀、レンガ塀等

- ①金山町内の災害時避難路（国道、県道、町道、通学路等）に面しているもの
- ②道路面からの高さが100cm以上のもの（基礎、擁壁等の高さを含む）
- ③塀自体の高さが60cm以上のもの
- ④鉄筋、控壁、基礎などが建築基準法上の基準を満たしていないもの

※申請前に補助対象となる物件かどうか、町が事前調査を実施いたしますのでお気軽にご相談ください。



## （補助対象経費）

事前調査の結果、「危険ブロック塀等」と判定されたブロック塀等の除却工事・廃棄物処理に要する費用（ただし金山町内の業者へ依頼する除却工事に限る）

## （補助率及び補助限度額）

上記費用の2/3を補助。補助限度額は12万円又は撤去するブロック塀等の長さ1mあたり2万円のいずれか少額である方

## （申込期間）

令和8年5月11日（月）から令和8年11月30日（月）まで

【申し込み、お問い合わせ先】  
まちづくり課 施設整備係  
Tel.0233-29-5628（直通）